

<青森県特別保証融資制度貸付金>

予算額：49,195,000千円
(当初：25,745,000千円)
(専決：7,440,000千円)
(補正：16,010,000千円)

資料 1

担当課：商工政策課
(商工金融G 内線3623)

■事業概要

県では、本県経済を担う中小企業の事業活動の促進と経営の安定を図るため、信用保証協会及び県内金融機関との連携のもと、県単特別保証融資制度(長期・低利な事業資金の融資)を実施しており、県が融資原資の一部を金融機関に預託し、金融機関はこれに自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業に融資している。

平成23年度においては、近年、雇用の受け皿として注目されている農業分野へ進出する中小企業を支援するため、青森県農業信用基金協会の債務保証による「アグリチャレンジ資金」を新たに創設したほか、東日本大震災に伴う被災中小企業対策(専決処分により予算対応)など、制度を拡充して実施する。

平成22年度<融資枠400億円(当初)>

- 未来への挑戦資金(100億円)
- 経営安定化サポート資金(200億円)
- 事業活動応援資金(100億円)

改正内容

(1)「アグリチャレンジ資金」の創設

農業信用基金協会と連携し、農業分野に進出する中小企業の資金需要に対応可能な融資制度を創設

(2)未来への挑戦資金の融資対象を拡充

雇用創出特別支援枠を6月末まで継続するほか、環境負荷低減に資する取組(省エネ設備の導入等)を融資対象に追加。また、震災離職者支援枠を創設(4.22～)

(3)経営安定化サポート資金の拡充措置の継続

- ①東日本大震災に係る直接被害及び間接被害に対する金融対策の実施(災害枠)
(直接被害：融資限度2.8億円、無利子・保証料補助の適用あり)
(間接被害：融資限度8千万円、融資利率1.0%又は1.5%)
- ②平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害対策に係るホタテ関連事業者等に対する金融対策の拡充継続(災害枠)
(融資限度1億円又は3千万円、融資利率1.0%又は1.5%)
- ③「経営安定化枠」に係る条件緩和措置(リーマンショック後導入)の継続(融資限度額引上げ2千万円→4千万円、融資期間の緩和7年→10年)

平成23年度

<融資枠900億円(東日本大震災関連500億円)>

未来への挑戦資金 <100億円>

あおり型産業や雇用創出を伴う事業など、県が推進する前向きな取組を行う事業者を対象とし、最優遇金利を適用

- 融資利率：1.5%(固定金利)
(震災離職者支援枠は1.0%又は0.8%)

- (融資対象)
- ・創業資金
 - ・新幹線開業対策
 - ・あおり型産業
 - ・環境負荷低減
 - ・震災離職者雇用 など

経営安定化サポート資金 <700億円(東日本大震災関連500億円)>

売上高等の減少、取引先企業の倒産及び災害その他の理由により経営の安定に支障を生じている事業者を対象

- 融資利率：金融機関所定金利-0.8%(下限2.0%。固定金利)
※災害枠は、特別金利を適用

- (融資対象)
- ・連鎖倒産枠
 - ・事業承継枠
 - ・経営安定枠
 - ・災害枠
 - ・事業再生枠

事業活動応援資金 <99億円>

一般的な事業資金のほか、事業資金を迅速に調達したい方や廃業歴のある方などを対象

- 融資利率：金融機関所定金利-0.3%(変動金利)

- (融資対象)
- ・事業活動枠
 - ・スピーディー枠
 - ・流動資産担保枠
 - ・再チャレンジ枠

アグリチャレンジ資金 <1億円> 【新規】

- 農業分野に進出する中小企業の資金需要に対応
- 融資利率：金融機関所定金利-0.3%(固定金利)

※アグリチャレンジ資金のみ農業信用基金協会による保証。その他の資金は信用保証協会による保証。保証料は、各協会所定の料率を適用。

東日本大震災の被災中小企業等に係る金融支援について

1 「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」(直接被害)

- ・融資枠 210億円(22年度10億円、23年度200億円)
- ・融資限度額 2.8億円(他の枠と別枠で利用可能)
- ・融資期間 15年以内(据置3年以内)
- ・融資利率 主要な事業用資産が全・半壊又は流出した場合、利子全額補給(0.8%を県80%、市町村20%)により、無利子化
- ・保証料率 保証料全額補給(県80%、市町村20%)
(利子補給、保証料補給とも市町村が協調し、補助する場合に限る。)
- ・実施期間 平成23年3月15日～平成24年3月30日
利子補給については、22年度融資実行分も含め、遡って無利子化する措置を講じる。

2 「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠」(間接被害)

- ・融資枠 300億円
- ・融資限度額 8,000万円(他の枠と別枠で利用可能)
- ・融資期間 10年以内(据置2年以内)
- ・融資利率 1.0%(過去3ヶ月の売上高等が過去3ヶ年いずれかの同期比10%以上減少等)
1.5%(" " 5%以上10%未満減少等)
- ・保証料 所定の保証料が別途必要。
- ・実施期間 平成23年3月25日～平成24年3月30日

3 「震災離職者雇用支援枠」

- ・融資枠 100億円(未来への挑戦資金の内数)
- ・融資限度額 1億円(他の枠と別枠で利用可能)
- ・融資期間 運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内)
- ・融資利率 0.8%(直接被災した企業からの解雇等による離職者及び他県からの避難者を1名以上雇用)
1.0%(間接被害の影響を受けた企業からの解雇等による離職者を1名以上雇用)
- ・保証料 所定の保証料が別途必要。
- ・実施期間 平成23年4月22日～平成24年3月30日

4 利用実績

(1) 22年度実績(制度創設～23年3月31日)

災害復旧枠(直接被害)	18件	386,900千円
経営安定枠(間接被害)	3件	55,500千円

(2) 23年度実績(23年4月1日～24年2月10日)

災害復旧枠(直接被害)	511件	16,126,985千円
経営安定枠(間接被害)	1,315件	22,351,150千円
震災雇用枠	3件	120,000千円

(保証申込受付：上記実績含)

災害復旧枠(直接被害)	528件	16,901,985千円
経営安定枠(間接被害)	1,336件	22,548,650千円
震災雇用枠	3件	120,000千円

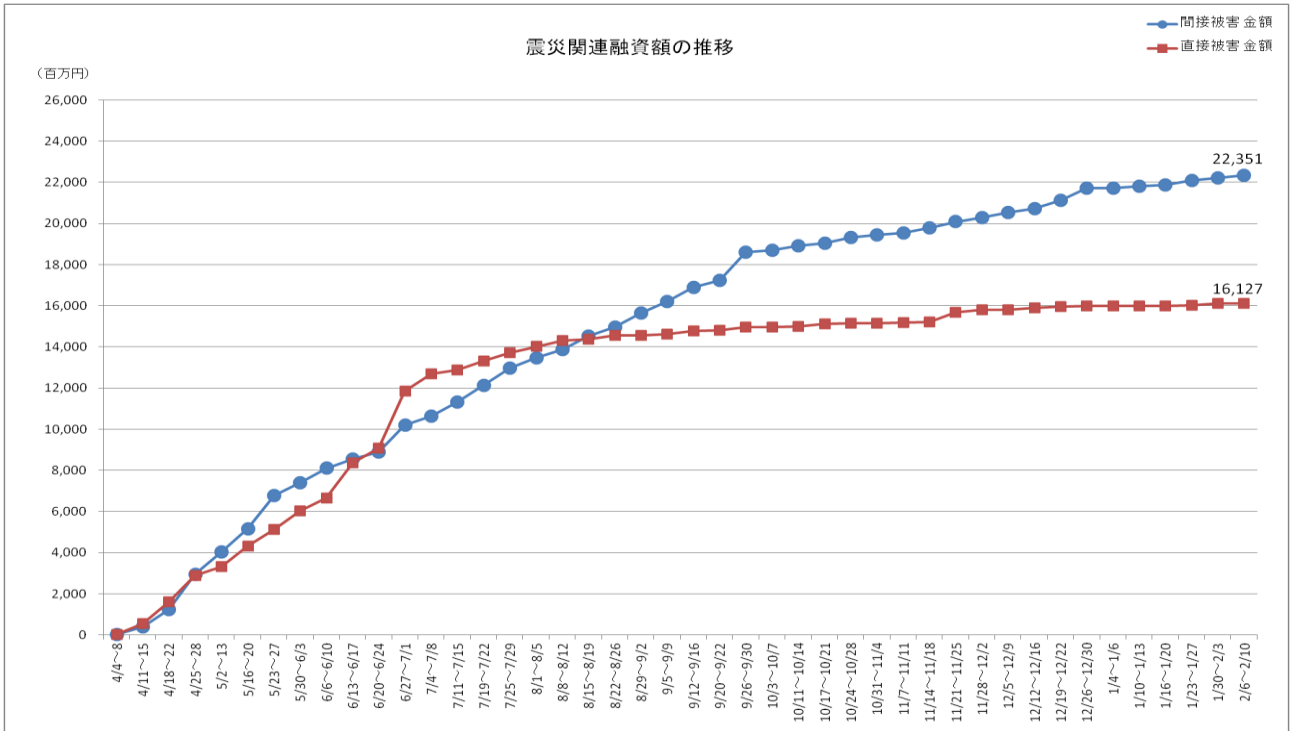
(3) 合計(制度創設～24年2月10日)

災害復旧枠(直接被害)	529件	16,513,885千円
経営安定枠(間接被害)	1,318件	22,406,650千円
震災雇用枠	3件	120,000千円

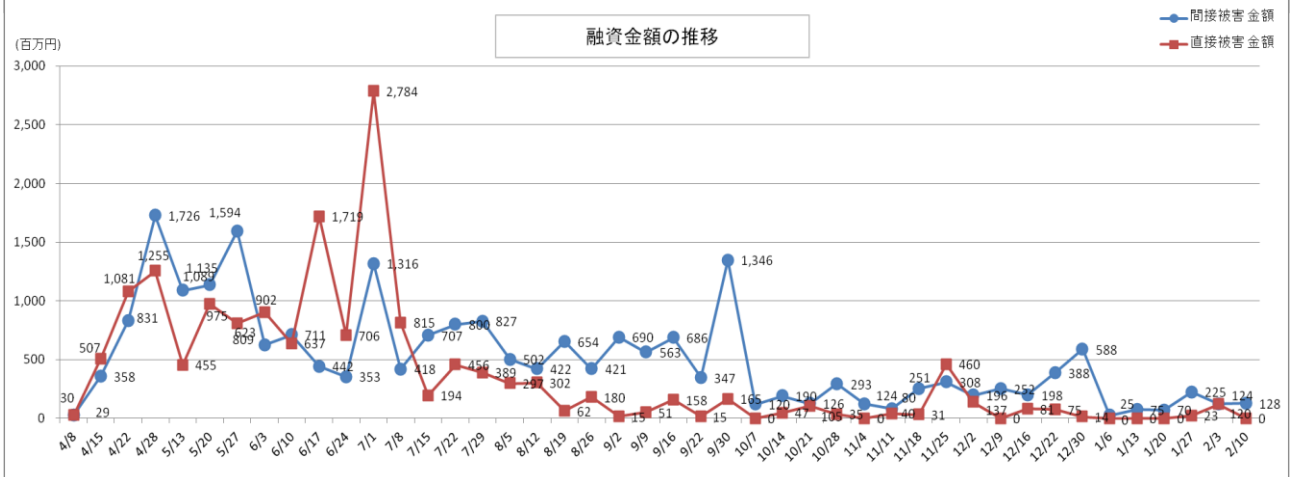
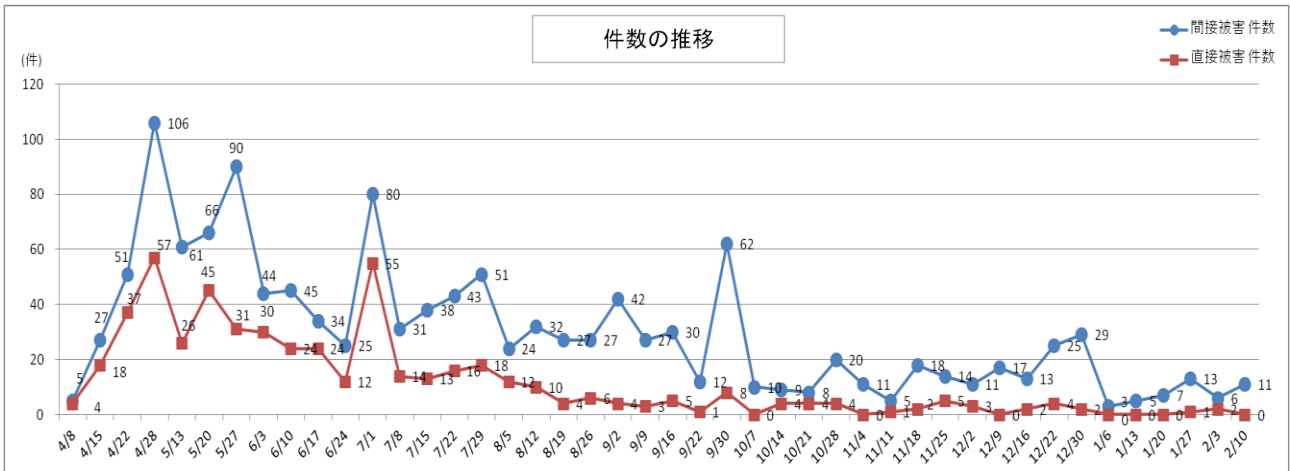
(合計 保証申込受付：上記実績含)

災害復旧枠(直接被害)	546件	17,288,885千円
経営安定枠(間接被害)	1,339件	22,604,150千円
震災雇用枠	3件	120,000千円

経営安定化サポート資金震災関連枠の融資実績推移(23年度累計)



経営安定化サポート資金震災関連枠の融資実績推移(週計)



東日本大震災により事業用資産に直接被害を受けた 県内中小企業の方へ（経営安定化サポート資金）

東日本大震災（地震による津波及び火災を含む）により、事業用資産に直接被害を受け、経営の安定に支障を生じている方を支援するため、経営安定化サポート資金において「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」を実施しておりますのでご活用ください。

※平成24年3月30日（金）までに融資実行されたものが対象となりますので、ご利用を検討されている方は、早めに取扱金融機関へご相談ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

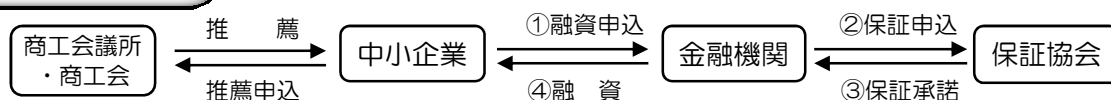
- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 東日本大震災（地震による津波及び火災を含む）により、事業用資産に直接被害を受け、経営の安定に支障を生じていること
- (3) 市町村長の罹災証明書等の交付を受けていること
- (4) 上記（1）から（3）いずれにも該当するものとして、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けていること

ご融資の条件

- 融資限度額 2億8000万円
- 融資利率 年0.8%。ただし、**主要な事業用資産が全・半壊または流失したと認められる者については、無利子（※）とする。**
- 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 **全額免除（※）**

（※）市町村が県と協調して経費を補助（負担）する場合に適用。

融資の手続き



商工会議所等へ推薦を申し込む前に、市町村長等から罹災証明を受けてください。

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。なお、罹災証明を受けた中小企業者は、その復旧資金等について、通常保証枠と別枠での保証を受けることができます。（災害関係保証等）

また、平成23年5月23日に施行された「東日本大震災復興緊急保証」を利用することも可能です。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（業務課）、
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
お近くの商工会議所又は商工会